

## 第 5 回下水道使用料審議会 報告

日 時	令和 4 年 4 月 18 日(月) 13 時 30 分～15 時 30 分
場 所	北栄町役場大栄庁舎 3 階 第 1 委員会室
出席者	御船 美彦委員、柿本 誠委員、伊藤 博委員、大橋 絵里委員、道前 緑委員、 高橋 義博委員、徳山 邦子委員、飯田 道雄委員 (欠席)角田 芳夫委員 【事務局】 手嶋(地域整備課長)、宇田川(地域整備課上下水道室長)、松井(地域整備課上下水道室主任)
<p>【日程】</p> <p>1 開会 事務局職員異動のあいさつ</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 報告 第 4 回審議会(書面開催)の状況について</p> <p>4 協議 (1)答申案について (2)質疑応答</p> <p>5 次回審議会の日程について 書面開催にて、答申案の最終確認を4月下旬に予定</p> <p>6 閉会</p> <p>【意見・質疑応答等】</p> <p>3 報告 第 4 回審議会の状況について (事務局)前回の振り返り ・配布した前回審議会の議事録に沿って簡単に内容の振り返りをした。</p> <p>4 協議 事前に資料としてお送りしていた答申案をもとに、修正点等の審議を行った。</p> <p>(会長) 事務局の報告について、何か質問や意見はあるか。答申案に出てきたものは、盛り込めるものは盛り込むことになっている。</p> <p>(委員) 町民に分かりやすいものにしてもらいたい。数字だけなら9%と結構上がっている。県内では基本料金が安いことは書いてあったが、基本料金に対して人数でやっている自治体もある。1軒に3人いれば3人分の料金という形。一方北栄町はこのような具合。上がっても、10㎡に対していくら位。1カ月にすると微々たる金額だとは思いますが、そういう形に持っていったら住民も納得できるので</p>	

はないか。「9%でいく」というのではなく、具体的な数字を付けてもらったら、反発はないのではないか。

(会長) 委員の意見は書面開催の中で提出された意見という事で、答申案の内容についての疑問点ではないので、答申案協議で確認してもらおう。

(委員) 私も文書で言った内容だが、独居で10㎡以下の使用者の方は、1年で約5000円のアップという事で、一部の人にはかなりのアップになる。元々30㎡4人という指標があったが、4人と1人の兼ね合いを見ると、アップ率が相当違ってくるのでいかななものか、という事で意見を出した。基本料金のところで人数でも配分すると、もっと柔軟な形での配分ができるのではないか。

(委員) 今からでは、また人数を調べてなど事務的にかなり厳しいのではないか。次の時にそういう案を考えてもらったらよいのでは。

(会長) 今回に反映させるのは、すぐにでも上げないといけない状況で日程的に無理という事は、委員もやむなしという理解でよいか。次の時、あるいは付帯意見に盛り込むかは、答申案協議で協議したい。

(委員) あと一つ、町のイメージ的なことだが、議会などでもよく、いいイメージとしては「町の発展につながる」という。「下水道使用料が一番高い」というのではなく、「下水道の整備率が非常に高い」とPRしてはどうか。

(委員) 下水使用料を上げると東伯郡内でも高い位置に入ってくる。維持するには町からの負担も増える。負担が増えるという事は町税を上げていかなければいけないことになる。

(会長) 初期投資が全然返せていない。その分を、9割方普及したので、皆さんから使用料として納めていただく。そうなると使用料が低すぎる設定になっているから、ある程度高くして最初の設備投資部分の資金を回収しましょうと。そうしないと今現在、一般財源の方から町税を突っ込んでいる。下水道使用料に町税が含まれている。そうなると他の町行政の部分がやりにくいから、下水道は下水道使用料のみでみてもらって一般町財政の負担を少なくしようということ。町の税金を高くするというのはまた別の話。下水道使用料を上げなければ町財政からの金額が多くなるから町財政がやりにくくなって町の税金を上げなければいけないことになるかもしれない。下水道の経費を下水道使用料で払うか、一般財源で払うのか。そここのところは前回確認したと思う。そういう意見もあったということで、答申案に入りたい。答申案についてはまず、事務局からの説明をお願いする。

(事務局) (答申案説明)

(会長) 質問はあるか。

(委員) 水洗化率の向上についてだが、実際に接続する場合の経費は、どのくらいかかるのか。

(事務局) 接続勧奨の際に経費を含めた一般的な内容の冊子を渡すが、そこに記載がある。ただ、大きな改修が必要な場合もあるので工事費は一概には言えないが、一般的なもので70~80万程度。

(委員) 町として色々助成措置もとっていると思うが、経費とPRの点から、未接続者を解消するのにそのあたりをうまくやっていかないと、水洗化率が増えていかないのではないか。

(会長) 下水道をするのをイヤという家庭はないと思う。それでもつながないという大きなネックは、やはり費用。玄関まではどの家も来ていたか。

(事務局) 整備はしている。あとはつながりかつかないか。

(会長) 玄関先までは来ているが、あとは自分の家のトイレや風呂につなぐ工事が結構かかるということに

なる。家をかまうのがイヤという人もいるかもしれない。

(事務局) 接続勧奨に行くと、改築のタイミングで接続させてもらうという人も多い。それ以上は「改築を早くしてくれ」とも言えない。接続だけで70～80万、管を通したりトイレの設備を換えたりという必要があると数百万かかる工事にもなる。なので町としても、接続の際に助成事業をやったりして、改築などのタイミングをはかって、勧奨しながら進めてきた。

(会長) そうなるとなかなか動かしがたいところ。

(事務局) 急激に増えていくのは難しい。

(委員) この92%はいつの時点のものか。

(事務局) 令和2年度末。

(委員) 変わるのか。

(事務局) だいたいその位になっている。前回の答申の時は87%くらいだったと思う。今、いろいろな世界情勢によって建築資材が入ってきにくいことがあったり、工事費自体が高騰していて家をつついたり改築することに足踏みしている方もいる。新築であればそういうタイミングもできるが、すでに今住んでいる人が家をつつくという場合、なかなか難しい状況になっている。

(会長) 水洗化率の向上で資金が入ってくるというのは見込みがない。ただせっかくできているのだから、地道に待って皆さんに利用してもらうというのは基本中の基本。

(委員) 下水道整備区域で新しい家を建てる時に枅をつけるのは義務になっている。新築の際に義務だから枅はつけるが、うちは合併浄化槽でいくというのは許されるのか。その強制力があるのか確認したい。

(事務局) 町では公共下水が引けない地域もあり、合併浄化槽しか方法がないということであれば、町と国が3分の1ずつ助成をしたりすることがあるが、自分勝手につける場合は全く助成がないので、例えば合併処理浄化槽をつけるのに300万かかるとすると、丸々300万払ってつけることになる。その際に、公共下水につないだ方とどっちが安いのか。区域でないとどこであれば、だいたい建築確認であるとか、建築屋さんが町に相談に来られて、どれくらいの料金になるか、枅が通っているか、そうでない場合についてはどういう方法があるか確認される。

(委員) それはいいが、整備区域内でつながらないという人に強制力はあるのかということを探りたい。合併浄化槽でいくという選択もあるということでは。

(事務局) 新築の場合、「合併浄化槽はダメです」という指導をする。公共下水につなぐよう指導する。

(会長) それは建築許可をおろす時ではなくて、単に町の行政指導でか。

(事務局) 建築確認の段階で上下水道室にも資料が回ってくる。そこで確認できる。区域内の場合、公共下水に接続してもらうのは基本。

(委員) 自分の考えだが、家を建てて下水は整備されて枅だけはつけたが、経済的な理由でリフォームの時までは何もないという人から、いくらか維持管理的な経費を取れるような考えを意見として将来的に検討してもらいたい。というのも、この間JRの路線毎の収支が出てきて、赤字路線はこうだというのがあって、廃線かどうかまではないが、現状を知らせるというのがあった。若桜鉄道などは今、上下分離方式で、線路の整備などは自治体が、運営の経費だけは鉄道の会社でやる。線路とかの基盤は公共財だから自治体なりが負担して、その補助を国からももらえる仕組みにして、必要なインフラとしてやる。下水道も、人口が減って1軒しかないようなところで整備した下水道管を

維持するというのが難しい集落もあると思う。鉄道と一緒に、管などの維持管理は社会的に必要な社会資本として、使用料金とは分離して、整備は整備としてやる過渡期にきているのでは。つなげない人には、10㎡以下(基本料金)は2千いくらするのだからそれ以下で、100円でも1000円でも何らかの形で負担してもらおう。新築の人には絶対つなげるのだから、同じような強制的な料金をいくらかは取ってもいいのではないか。下水道使用料で皆で維持管理をやっているが、使わない人は維持管理費は見えていないわけだから、そういう料金を考えてほしい。今はそういうのは取れないというのが国の回答になっているが、時代の流れで鉄道などでも上下分離方式で負担してやっしていこうとしているように、人口が減ったりする時の社会インフラの整備、維持管理には新しい考えができていますので、そういうところを意見として書いていただきたい。

(会長) 付帯意見の中にか。

(委員) そう。

(会長) もっともな視点とは思うが、今は問題を整理して、町民に如何に受け入れてもらうか、わかりやすく受け止めてもらうかを考えた時に、今は使用料金、最初の設備投資のお金を今使っている人からも十分に取っていない。まずそのところを整えてから。その次の段階の話。

(委員) それはわかる。だからここで言って、議員が町長に対してそういう制度にしようと思を上げるきっかけとして、こういうところで意見が出ていると。

(会長) 理論的にはもっともだが、この答申は向こう3年について考えるのがメイン。委員の意見を今からここに盛り込んで、町民の反発の方が怖いのではないか。

(委員) 今のストレートに書いてほしいというわけではない。「収入増の方策を検討してほしい」とかそういうことでぼかして出しておいて、実はこういう意見が出ているということを町長に言ってもらえたら。

(会長) まだ時期が煮詰まっていない、世間的にも広く認知されていないところで付帯意見に盛り込むのはどうか。

(委員) 皆さんの意見はどうか。

(委員) 私はいいと思う。

(会長) 町の議事録には残る。しっかり記録しておいて、課長室長がそれを読んで伝えていく形ではそういう意見はありがたいが、付帯意見は勘弁してほしいと思う。

(委員) 議事録に残るなら次の時にそれを読むのだから、前回こういう意見もあったということで、のせなくても残っている。

(会長) 委員の考えは理解するが、まだ少し早いのでは。今は本来取るべき料金の方だと思う。これまで料金は、最初だからと低く抑えてきたけれど、他の財政まで圧迫する状況では、使用料のところでもう少し取らなくてはいけないのじゃないかと強く思う。

(委員) 確認だが、田んぼの中に家を建てる時、そこまで下水道が来ていない場合は個人でしないといけないのか。

(事務局) 農地から後に転用したということなら、管の整備は基本的にしていない。個人負担になる。

(会長) 下水道を町内にどういふふうに引くのか、基本的な計画があると思うが。

(事務局) 計画は終わっている。

(会長) それを作って町民に見せているか。

(事務局) 提示している。

(会長) 一旦その形で作ったら、もうそこにつなげるのは個人負担になる、と。

(事務局) そう言ってはいるが、なかなかそれが浸透しない。

(委員) 団地などを整備する時には、管を通すのは持ち主がやっていると思う。自分の娘の連れ合いの実家が琴浦の山奥にあって、下水が通っていないで汲み取り式。孫が行くと「おばあちゃん家は汚い」と言う。通っていないというか、もう通さないのだと思う。

(委員) もう1点、Q&Aの4番。下水道整備区域と合併浄化槽の区域を分けているということで、今の説明においても、枡をつけないということだと理解する。最初から「合併浄化槽でやっている」というのと、「整備区域ではないので合併浄化槽で整備してね」というところの違いが分かりにくい。第1回の資料では合併浄化槽の人は1戸10万円、下水道は大栄だと20万で枡を町が設置しますよ。区域外に今家を建てるとなると、10万は町が取るということか。

(事務局) 今の話は受益者分担金の話。下水道の受益者分担金というのは、下水に接続する時に一度だけ納めてもらうものだが、合併浄化槽の場合は10万円。旧大栄地区の場合20万、旧北条の場合は面積に応じて、1平米あたり485円という計算だが、そのことだと思う。

(委員) 新築で下水が整備できなくて合併浄化槽でとなった時に、新築で建てる人は町に10万円納めなくては行けないのか。52基ある分のみ10万円の支払いということか。

(事務局) 以前に10万円いただいてから新しいものはない。当初の52基から増えていない。

(委員) 今新築する際、合併浄化槽でやってくれという場合には10万円は取らないがどこが違うのか。区域外で新築だが、枡はつけないから勝手にやってくれ、それ以降の経費は家の負担、そして10万円は取らない、でよいか。

(事務局) よいかどうかは申し上げ難いが、10万円は以前いただいた分で町管理の浄化槽の分。

(委員) 今はない制度、そういうものか。

(会長) 委員、基本的なところからずれてしまったようだ。

(事務局) そこのところは改めて、委員に説明させてもらう。

(委員) 自分としては、維持管理経費をいかに集めるかということで質問している。社会的インフラだから全体で議論しないと困るところ。

(会長) 他にはあるか。

(委員) これまで報告があったか定かではないが、今は損益収支方式に変わったわけだが、県下の町村の状況はどうか。うちが一番遅かったのか。

(委員) (企業会計への移行は)期限が切られているので、県内どこでもこの方式になっている。移行しないと補助が出ない。

(事務局) 使用料改定の機会がいつ設けられているかによって、使用料に損益収支方式が反映されているかという話になると、調べないとお答えできない。企業会計の導入については期限が切られている。北栄町はどちらかという、まあまあ早く準備した方。ただし、資金収支方式でも確認していないと、資金との差が激しい。

(会長) 他の委員はどうか。何かないか。

(委員) 今まで話し合ってきた内容、経過がちゃんと答申に盛り込まれていた。町税として納めている分、実は下水道に払われているんだということを町民が知らないのだと思う。どうして料金を

上げるのかの説明として、下水道は下水道の料金としていただきたいんだということをちゃんと説明できるようにしてもらえたら、そこは納得してもらえるのではないか。その広報がしっかりできていれば、納得できる内容ではないのかなと思う。家庭の人数で負担が変わってくるのはあると思うが、基本料金で上げるのが一番一律でよいと思う。みんな上がるんだなというイメージ。数字ではなかなか入ってこない。実際には月400円くらいなんだと思ってもらえる。わかりやすい書き方ができていればいいと思う。その事は書いてあったと思うので、特にこれ以上はない。

(会長) 今のは、4ページの5番のところをきっちりやってほしいということ。それと、さっき話に出ていた人数割りに関する件ですが。

(委員) 基本料金の中の人数割りの検討はないのかと言った。

(会長) 今回がいいが、付帯意見の中に例示として、今後は基本料金について、1つの世帯について4人だろうが3人だろうが1人だろうが皆同じ基本料金でなくて、人数割りを盛り込んでほしいという。

(委員) 町村でそういうのが見受けられるので、北栄町としての検討に値しないかという提案。

(会長) それをこの中に入れていれてもいいものか。基本料金ははっきり言って低すぎる。外の目で見ると、北栄町の基本料金はすごく低い。それを上げてガツと収入を高める、固める、基盤を強くすることは必要。でも、確かに独居と4人でバリバリやっているところと同じというのは、収入も違ったりするとそのところの配慮が必要なのかなとも思うが、それを今回やれというのは元々無理だと思うが、そういうのを付帯意見の中に盛り込むのもいいのかもしれない。何か住民の皆さんに受け止めてもらいやすいように持っていくとなったら、4人世帯だろうが6人世帯だろうが1人世帯だろうが皆10㎡まで基本料金は同じとなると、ちょっと考えるかもしれない。

(委員) 公平と平等という問題はある。そこが町としての優しい部分ではないか。確かに事務としては大変なことになる。他町で、そういうところも配慮してやっているところもある。

(会長) 他町というのはこの近辺にあるのか。

(委員) この資料の中にある。

(事務局) 県内にもそういう自治体はあるが、逆に水量では計算していない。人数割りで計算している。実際に使った水量には反映していない。1人いくらというのが決まってしまう。使っても使わなくてもその数字。物差しが違っている。北栄町はきちっと使用した水量に対して賦課している。それに10㎡というのは、1㎡が1トン、10㎡というのは相当な量。ここまでは基本料金で使えるので、そこを充分に使ってもらうというのが本当のところ。

(会長) 独居老人は使いきれない。

(委員) 審議会に入ってからよく見るようになったが、私の家がほとんど10㎡。この前11㎡というのがあって、「これくらいで11㎡になるんだ」というのがわかった。冬には結構お風呂をためる時期があったので1㎡だけ増えた時期があった。ということは、ほぼ私は10㎡近い量を使っていた。私と子供1人なので、2人住まいだと10㎡くらい。1人だと確かにもう少し低いけれど、基本料金の10㎡は1人か2人くらいの量がしかない。

(委員) 今回はそのことをこの会で審議する必要はないと思う。次回に徴収の方法という形で審議してもらったらよいのではないか。

(会長) そういうのを義務付けるのではなく、例示として、そういったことも検討してほしいというようなことは入れてもいいかもしれない。

- (委員) 私は井戸を掘っているから上水道は使っていない。前はちゃんと調べに来られて、それで下水のお金だけを払っていた。何年か前からは人数、世帯につき1人だったらいくらで払っている。
- (事務局) 1人1か月7.8㎡で計算している。
- (委員) かける何人ということで下水道料金を取っている。メーターは見に来られない。
- (委員) 1人いくらなのか。
- (事務局) 今のは定量固定といって、最初から1人当たり7.8㎡。
- (会長) そんなに使うものか。
- (事務局) 風呂、トイレ、全部入れた水量。
- (会長) 仕事で外に出る場合でもか。
- (事務局) 係数が決まっている。7.8㎡が基本になる。
- (委員) 下水道使用料は10㎡1679円。それ以下であっても1㎡使っても、とにかく基本料金の1679円の支払い。1人当たり7.8㎡で井戸を使っている人も1679円か。
- (事務局) 金額は同じ。
- (委員) そう。
- (事務局) 1人当たりという話があったが、第3回の資料に県内の様子をまとめたものを出している。1人当たりで賦課している自治体も、1戸当たりまず約2000円が基本料金としてかかっている、それにプラス1人当たり550円とかという具合。県内にいくつかそういう形をとっているところがあるが、どの自治体も2000円を超えたところで1戸当たりかかっている、うちの基本料金の方が低いところにある。
- (委員) 基本料金が安いのはわかる。ただ私が言いたいのは、基本料金の中のさらにそういう人数とかのことで、公平性はいかがなものか、基本料金内の公平性ということ。
- (事務局) おっしゃることはよくわかる。低い中でも基本料金には1人の方と2人3人の方と人数が増えてくると当然同じ10㎡使ったとしても、たぶん差が出る、アップ率がある、だからそのゾーンを次の時には少し考えてほしいということはおよくわかる。ただ技術的な話になると非常に難しい。まずうちの料金の基本に置いているのが、使用した量に応じて計算をするという事。人数割の自治体のようにまず誰もが一律に2000円払っておいて、均等割りにするというのであれば、量に関係なくお金をとっているという格好なので、分担や負担の在り方としては本当に正しいかどうかという事になる。委員の意見のように使った量の中でどう分配するかという事になった時に、まず出入り、毎月毎月人の出入りはあるから、それを全部把握しなければいけないことになる。料金をかける時に、異動に合わせて料金を変えなければいけない。さらに方法の中には世帯割りとか均等割り、人数割りとか1世帯当たりいくらとかいう方法もあると思うが、そうすると転入転出の人数などを常々からしなければいけなくて、それを限られた下水料金担当者の人員では、できないことではないが、非常に負担がかかる可能性がある。
- (会長) 人件費の方が高いかも。
- (委員) それで、どのくらいの事務量が増えるのか勉強してもらえたら。実際にやっている町村が県内でもあるので、まず勉強されたらよいのでは。
- (会長) 書くまでもないかもしれない。この答申案には書かないけど、宿題としてやってほしいというのを付け加える位でいいかもしれない。

- (事務局) 我々も決して今日言われたことをないがしろにするつもりはないので、委員の意見も全て次へつないで、研究材料にはさせてもらって進めさせてもらいたい。
- (会長) それと先ほど言われたように、子供と2人で10㎡くらい、ちょっと多く使って11㎡になったくらいなら、そして町が1人分を7.8㎡とみているのなら、約8㎡と10㎡くらいなら基本料金の中で段階を分けなくてもいいかと聞いていて思った。基本料金の10㎡というのは、1人暮らし、まあ1人と子供位、大人2人だったらもう少し出るかもしれない。そうすると、10㎡を分けることは無駄かな。
- (委員) 色々言い出すと、家におるとおらんとでも違う。
- (会長) そう、その手間。料金に反映させるとなると、世帯調査をずっとやらなきゃいけない。この費用が莫大、それこそ無駄だなと思う。
- (委員) 10㎡は適当なもの。他もそうだし、自分のところを見ても、2人でだいたい14, 15㎡くらいだなと。
- (会長) 委員が言うのは、10㎡がどうこうではなくて加算料金のところで世帯人数を考慮して料金を算定する方法ですか。でもこれは使用量が一番明確で、そうすると世帯人数で考えるというのは、別の料金の考え方になるということになるか。
- (委員) そう、これとは違う。別なもの。
- (会長) 使用量の方が客観的かもしれない。10㎡がそこそこいいところをついているのなら、使用量でやった方が明快かもしれない。
- (委員) 参考にしてもらったらいいのでは。
- (会長) それはまた事務局に調べておいてもらうようお願いしたい。
- (委員) さっきも言ったが、独居の方がかなりのアップ、25%近く。そのことだけは納得しておいてもらわないといけない。
- (会長) でもこの前委員が言われた、何%と言うと「えーっ」と思うけど、実際の額、実際の負担という事で考えていって、本当に苦しくてもうやれん、みたいなことがあったら、どれだけ町内にそういう人がいて、需要があるかということになれば、減免措置というのも考えないといけないかもしれない。
- (委員) 実際1年間に5000円上がる。
- (会長) それが「重たくてもう払えんわ」というところまでなるかならないか。
- (委員) 独居で収入の少ない方。
- (委員) かなり響く方もあると思う。
- (委員) そこは減免措置とか、そういう方でいったほうがまだいい。取るのは取っておいて。
- (委員) 別途そういう措置があれば。
- (委員) 経済的に厳しくて支払いができないというふうになったら意味がないので、独居で収入も少なくとても払えないとなるとなるのなら、そこに減免措置があればいい。
- (委員) 独居とか非課税世帯とか。
- (委員) そう、非課税世帯とかは、そもそも金額が決まっているけど、減免するとか。
- (委員) そちらはちょっと厳しいかなという気がする。
- (委員) 何か対策をしていることを見せないで。
- (会長) そういう影響が大きい人は多いと見込まれるか。
- (委員) 独居の人は1年間5000円増える。
- (委員) 国民年金だと月6万7万ほどしかない。そこで電気や水道光熱費に保険代も払って食費を引いたら

ほとんど残らない。そういう方も今は少ないが、昔なら自営業とか農家とかの人も結構いたので、国民年金の人が結構いる。

(会長) 委員、5000円は年間で、月でみると416円。

(委員) 年間じゃなくて月なんぼですよと言った方が、皆にはわかりやすい。

(委員) ただ、24%だから。

(委員) 言っていたらきりがいい。

(委員) こういうことも議論しておかないとだめだと思う。

(委員) 払えないと思う方は役場に行って相談して、役場は他の課で生活保護とか減免とかの話をすると思うから、そこまでこの場で考えることはないと思う。

(委員) 回収率は99%。今回上げてそれがすごく下がった、明らかに払えなくなった人が増えるという事だったら、適当ではなかったという事。

(委員) でも今はほとんど口座振替でしょ。

(事務局) ほとんど口座振替。コンビニでも払えるようになった。逆に収納率が上がることを期待している。

(委員) だからそれはわからないと思う。払えなかったというのはないと思う、自動引き落としだから。

(委員) 苦しかったら多分口座からお金が落ちない。

(事務局) ただ使用料は、水道と下水道が一緒になっている。下水道だけでは徴収していない。

(委員) 前は1ヶ月毎だったような気がする。

(事務局) 前は2ヶ月の検針で、1か月ごと水道、下水という格好で交互に徴収していたが、今は一体として毎月徴収しているので、下水道だけ払えないという事は難しい。

(委員) もし相談があったら、役場の方で対応してもらおうという事でいいのじゃないか。

(会長) となると、答申案はこんな感じでいいか。付帯意見も書いてあるし、いろいろ内容についても確認して。

(委員) あと一つ訊きたいことがある。使用量の多い大口使用者というのがありますが、これの状況というのはわかるのか。

(事務局) 基本的に大口というのは個人ではなく企業になる。北栄町は個人と企業を分けていない、全部一体として水量で徴収している。分布図として出しているが、どこというのは出していないが全体の利用者の2%くらい。

(委員) どういうところか。料金が上がれば困るところがあるのではないか。

(事務局) 一般の方で100m<sup>3</sup>を超えるのはめったにない。企業だと300とか400使うところはある。

(委員) この大口というのは企業も含んだ大口のことだと思う。個人で300とか400はない。学校なんかは入っていないのか。

(事務局) 学校も病院も全て入っている。学校のプールなど、下手をすると1000m<sup>3</sup>という話になる。

(委員) 田んぼなんかも結構使うだろうし。

(会長) 大口のところを上げるとすると、2%と全体の中で数が少ないところへの負担が非常に高くなっている。やはり基本料金。なんといっても基本料金が低すぎるからここでテコ入れしないと、将来に向かってもなかなか不安だと思う。

(事務局) 2ページの改定前の料金を見てもらっても超過料金が243円とあるが、これは1m<sup>3</sup>あたりなので、例えば基本料金と同じ10m<sup>3</sup>で換算してもらってどれくらいになるのかを見てもらうと、それに応じ

て大口利用者はどんどんどんどんプラス分が高くなっているの、負担はだいぶ大きくなっていると思う。

(委員) 話は変わるが、文章表現の点で意見をしてもよいか。

(会長) どうぞ。

(委員) 2ページ2の表の中で、「差額」を「増減額」、「改定率」は「増減率」でよいのではないか。

(会長) この「改定率」というのは、前回の答申の習いで「改定率」となっているか。

(事務局) 前回と同じ表現を使っている。

(会長) 正式に改定率というと1ページ目の9%。「増加率」の方が実態に合っている。

(委員) 「増減率」。

(会長) 「増加率」ではないか。

(委員) ふつうは「増減」を使う。

(会長) 理論的にはマイナスもありうるの、で、「増減率」でよいということか。

(委員) それと3番で、「独立採算制が求められる事業であり」を「事業であることから」と。自分はもう赤字解消というのは無理だと思っている。だから「早期に解消」というのは使いたくないので、「早期に是正すべき」と締めたい。

(会長) 行政としては「解消」を目指したいだろうが、ありえないことは書かない方がいいというのが委員の意見。

(委員) この3年間でも黒字にはなっていない。だから、そう書くのはちょっとどうか。

(会長) 早期解消を「目指さなければならない」ではどうか。

(委員) お任せするが、「解消しなければならない」は表現を変えてほしい。

(会長) 「解消」は重すぎるしできないということから、「早期解消を目指す」か「早期に是正」ということでどうか。

(委員) 今回は赤字額の縮小という事だと思う。

(会長) では、そこは修正するということで。

(委員) それから4の付帯意見の(4)、「使用料算定期間」、ここがわかりにくい。改定使用料の使用期間、今回は令和4, 5, 6の3年間を使いますよということだから、「算定期間」というと今後何かを決めるみたいな。今回の改定使用料を令和6年まで使うよという目安だと思う。

(会長) 令和4, 5, 6の3年間で今回の使用料算定の根拠と考えて、そのところの料金で考えましょうということ。「算定期間」でよいと思うが腑に落ちないか。

(委員) 「改定使用料の使用期間」、改定した料金をいつまで使うんですよという事を分かりやすくして欲しい。

(会長) 「算定期間」というのは結構色々見る。皆さんは目にしたことはないか。

(委員) 計算した対象の期間という事だと思う。

(委員) 算定した料金を使う期間だと思っている。

(会長) それは委員の意見。算定基礎とか結構使うと思うが。

(事務局) 算定する期間と、算入して使う期間というふうに使分けたりする。広く言えば算定と使ったりするので、問題はないのではないかと考える。

(会長) 4の(4)算定期間はそのままの表現とし、2の増減率を直すとして、「早期解消しなければならない

い」という強すぎる表現もできないのであれば、「是正」か「縮小」かに修正。もう一つ、「町民への説明責任」という4の(5)だが、これをどういうふうに進めるかというのが大事なことだと思う。答申案を少々わかりやすくしようがしまいが、はっきり言って答申案は町民の方が見る機会はそうそうない。それよりは、こういう理由からこういう状況になるから料金を上げるんだよ、今までこうやってたけど続かないからねということを町民にどう説明するか。それをどういう機会でもの場で説明していくのかということも大事。答申案の内容についてはこれで一応よろしいか。

(委員) 説明責任の点で分かりやすい広報というなら、TCCを使うとか。

(会長) 今は答申案はこれでいいかという確認をさせてもらいたい。ではいいということで、4ページの(5)に書き込まないにしても、具体的にどういう形でやったらいいかというのは、皆さんが言わないと役場がなかなか思いつくものでもないので、相談したい。

(委員) 前ははどうだったか。

(事務局) 役場が持っているツールは、皆さんが良く見ている町報、あれは毎月ある。ケーブルテレビのTCC。地域座談会が5月10日、11日、13日、16日、19日と5回にわたって、町民向けに今年取り組む町政の大きなテーマを説明して理解いただく機会がある。中北条、下北条、栄地区、大誠地区、由良地区と5地区を回るように日程を調整している。そういう機会、もしくは地元に出向いて説明会をするというやり方。それがほしい役場が持っているツール。そのツールをどういうふうにも上手に使うことによって皆さんに理解いただく機会をつくったらよいかとか、あとTCCも見ている方は多いが、これを何回かの番組にするとかいう方法もあるかもしれない。こういうことをしてみたら町民の理解が進むのじゃないかということがあれば、今日伺いたい。

(委員) TCCは1日の中で1時間おき。だが、見ていない人もいる。

(委員) 1日だけではなく、1週間流してくれる。

(委員) 地域座談会も限られた人。

(会長) 町民が町政について一番多く情報を仕入れるものは何か。

(委員) やっぱり町報。毎月来る。

(委員) 世代を考えると、自治会に所属していれば町報だと思うが、あとは結構SNSを利用していると思うので、HPとかFB、ツイッターなどは若い人も見る。

(会長) 部分部分で押さえないと、色々な世代が別々のもので知る感じ。

(委員) 一番関心を持たれるのは水道使用料金のお知らせの中。その中でPR出来たらいい。

(事務局) 検針票のことか。

(委員) はい。検針票なら皆関心を持って見ると思う。

(委員) 領収書も届くのではないのか。

(事務局) 口座引き落としの領収書はない。

(委員) 請求書が来ているものもあると思うが。

(事務局) 口座引き落としの場合、検針票で事前に金額を知らせる。

(委員) 検針票自体に記載するのが難しいなら、何か一緒にポストに1枚入れるようにしたらどうか。

(委員) その時だけ何かもう1枚つけて。

(委員) 検針票と一緒に見てくれる。

(事務局) 小さい紙だと限られた情報量なので、なかなか伝えたいことが全て伝わらない。

- (会長) 文字が小さいと見えにくいし。
- (委員) 別の紙を一緒に入れたら見ると思う。結構皆見ている。
- (委員) 別の用紙を検針員さんに持ってもらって、一緒に配ってもらう。
- (会長) 検針員さんが配るのなら、誰かバイト雇って全戸配布してはどうか。
- (委員) いや、検針票とセットがいい。検針員が持っていて、検針票につけてポストの中に入れてもらえば、関心は持ってもらいやすい。
- (事務局) 可能かどうか、検針員さんと相談になる。
- (委員) 1回限りだから。それをするとしないとでは認知が違う。
- (委員) 検針票は対象者に行くから。町報は見る人は見るが。
- (委員) あとはつけるものの内容。これでしっかり伝わる、というものをつけないと、「なんかやるらしいわ」になる。
- (会長) 町報は中に埋もれてしまう。
- (委員) 町報は色んなものが一杯載っているから、その中で探し出すのは難儀。検針票なら、これだけなので見る。
- (会長) 地域座談会というのはどうか。時期が早いが。
- (委員) 人が来ない。
- (会長) いやでも、首長が直接語りかける機会というのは、それはそれで大事。人が来てなくても町長からちゃんと説明したという形は必要。ちょっと早いですが、町政の大きな取り組みというのなら、下水使用料の値上げに触れなくても、町財政の中で下水道事業に多額の費用を繰り出しているから、使用料の見直しを審議会にかけていると言うのはいいのではないか。
- (委員) 課長級が出ると思うけど、全部の課長が出るのか。
- (事務局) 課長級の中でも町民の関心が非常に高い事業をやっている課のみ、課長が出る。
- (会長) 財政課長はもちろん出るのか。
- (事務局) もちろん出る。
- (会長) これは町財政の大きな在り様の話なので、そこを前面に出して町民の理解を取らないと。下水道料金で町財政が圧迫されているというのは知らないだろうからそれを言って、だから下水道は下水道でももう少し上げようというところを町長の口から言った方が本当はいい。町長自ら言った、伝えたというところはあった方が絶対いい。
- (委員) 下水道審議会にかけているので答申を待つというのが、前回の議会で出ていた。
- (事務局) 下水道審議会で協議されている内容についてはもちろんHPでも公開しているが、議会にも行政報告という形で報告している。やはり町のトップである町長がどこかの場面で、下水道料金について町民に理解を求めるとあるべき姿だろうとは思っているので、そこも含めた今後の広報や説明責任はしっかり果たしていく必要はある。
- (会長) 5月の地域座談会の中で、今の町財政の中での状況、ずっと大きく負担してきたのを変えないとやれないというところでやっているということは言っておいた方が絶対いい。
- (委員) これまで下水道料金の改定について、町長が朝の放送をしたことはないと思う。町長が放送するというのは関心があるのではないか。
- (会長) 改定するというのは6月議会で答申案を示すので言えないが、町財政の中でこういう状況だから

審議会にかけている、検討しているくらいは言ってもらった方がいい。

(委員) 5月の終わりくらいに言ってもらった方がいいと思う。

(会長) 町財政全体の中での話というのは、一言入れておいて欲しい。

(事務局) 最近ではYouTubeを使って町長も公募をかけたリ、「ほくえい未来Labo」という話し合いをして問題解決をしていくという講座を開いている。なかなか応募しにくいだろうと思っていたら、町長がYouTubeで呼びかけを行ったところ、20代30代の方が相当集まった。使うところを使うと、普段使っていなかった媒体の人達も見てもらえる。町長に出てもらうやり方というもの、やり方によっては非常に町民に響く方法になるかと思う。今日の意見を参考にして、しっかりPRできるようにしていきたい。

(会長) 説明、広報についてはよいか。若い層はYouTubeとかその辺は、確かに強い。

(委員) チラシとかはどういうふうに表示するかが難しいが、「9%です」というチラシより、上がるのはしょうがないかなというのがわかるようなチラシを作ってもらえたら。

(委員) 皆さんで下水道を守りましょう。

(会長) 基本はそう。

(委員) 快適な生活だけえ。

(委員) それをまず伝えられたら。お金はかかるけど快適だし、県でも普及率はトップクラスなんだけ、というところをしっかりと伝えてほしい。

(会長) 今までと比べて高くなるんだけど、本当は今までが安すぎたことも知ってもらわなければいけない。安すぎた分だれが払うかといえば、自分たちの他の税金を突っ込んでいただけ。

(委員) 必ず一般質問で議員から鳥取県下で一番高い料金になると言われる。そこを、そういうイメージにならないような回答をするようにしたらよい。

(委員) 12月の議会で言われた。

(会長) 他の町村でも低いままだと、初期投資は同じくらいかかるだろうから、財政を圧迫しているのは同じ状況だろう。

(事務局) そう。要は早いか遅いかだけであって、結局この議論を先に延ばせば、次の世代にいくだけになる。どの町も同じように一般財源を一般会計から突っ込んで維持している状況。金額の大小は町の規模によって違うかもしれないが、かなりの金額が入っている。例えばうちの町は10億近くが下水道会計に入っているが、10億あったら何ができるのかと想像したら、「こんなこともできない」「そんなこともできない」ということは誰も考えると思うので、それを早くやりましょうと。

(会長) そこをちゃんとチラシに書いて。

(委員) 町村によって地形が違うので、初期投資は各町村によって違う。効率がいい市町村とそうでない市町村とがあるということで、こんな風になっていると思う。

(委員) 比べるのは難しい。

(委員) うち是不利になっている。

(事務局) 対応の時期をできるだけ早くして、将来を明るいものにしようとしていることをいかに理解いただくか。議員さんにも町民さんにもこのことを理解いただく取り組みが必要になる。どの町もいずれは上げなくてはならない。近隣の自治体でも近々使用料協議をしたいということを聞いているので、近隣もそのうち引き上がってくれば、一番高かったものがもしかすると真ん中辺りくらいになったり

とかということにもなったりする。あまり今時点の金額を捉えてというよりは、議論のそもそもは令和12年にどういう姿になっていきたいのか、どこに向かいたいのかということがこの議論だったと思うので、そこをしっかりと議員さんには理解いただけるようにしたい。

(会長) そういうところでよいか。チラシの内容については、私たちはなかなかお手上げになる。

(事務局) 少し工夫をさせてもらう。ただ、出す前にちょっと見てもらえませんかとお願ひするかもしれない。行政が作ったものはどうしても行政寄りのものになりやすいので、皆さんに見てもらえればと考えている。

(会長) ということになると、これでもう審議すべき答申案の内容と、今後の広報の仕方については終わりたい。

(事務局) 事務局からも他にお願ひしたい事項はない。

(会長) 皆さんから他にはないか。

では、これで答申案の内容はまとまったということで、改めて修正したものを送ってもらって、それから今後のスケジュール案についてざっとまとめてもらい、それからチラシの案を作って送ってもらってそれを見るということにしたい。次回はどうか。もう書面でいいようにも思うが、集まった方がいいか。

(委員) 書面を送ってもらって納得した人はいいということでもいい。何かあれば個人で相談したらどうか。もし、ここを直してくれとかこういうのをに入れてほしいとかあれば。

(会長) もちろん送ってもらってどんどん出してもらおうとして、それを皆で集まって確認しあうのではなく、個々が意見を出し合うということでもいいか。

(委員) いいと思う。

(委員) その時の意見の中で、やっぱり皆で話し合う必要があるなら集まるということでもいい。

(委員) これは明らかに内容が変わるといふようなもので、確認した方がいいということなら、集まるべきかと思う。

(会長) 概ねもういいんじゃないかみたいな感じなら、それはそれでよいということにする。

(事務局) ここで大きなスケジュールを説明させてもらう。今日の意見をまとめて、できれば5月中には町長へ答申を正式なものとして出したい。続いて答申を受けて町長がどうするのかというのはあるが、どういう答申が出ているのかということ議会に説明する機会を設けたい。6月議会の前の全員協議会というところで、どのような協議をしてきてこういう答申案が出ているということ、議員に説明する機会を作りたいと考えている。実際に答申を受けて、議員が即座にじゃあそれで料金改定ですよという議論にはなかなかできない。議員さん自身にも色々なところから情報を得ながら、答申に対して自分たちの考えをまとめる時間が必要だと考える。実際に改定の提案をするのは9月議会だと考えている。9月議会で提案をし、そこで議員さんにもんでもらおうと思う。じゃあ実際に改定をしてすぐに上げるということではなくて、この答申案にあるように住民への周知期間が必要だと考えている。少なくとも3カ月、多ければ6カ月は必要だろうと考えるので、実際の料金の引き上げのタイミングはおそらく、9月に改定して6か月後の令和5年の4月になるのではないか。事務局としては一刻も早くしたいが、やはり町民さんへの理解が絶対的に必要だと考えるので、周知期間を含めてそれを元に進めたいと考える。以上のようなスケジュールでしっかりと事務を進めていくので、よろしくお願ひしたい。

(会長) 了解した。私たちのところは、答申案の最終確認に1週間ほど考える時間がある。

(事務局) すぐに今日いただいたものを清書し、送る準備をしたい。

(会長) 答申案はいいか。思うに皆さん一番関心があるのが、広報をどういうふうに実施していくか。案としてこういうものを使ってこういうふうにも、みたいなものをもらえるといい。やっぱり、本当は一刻も早く上げた方がいいと思うが、ここで町民の反発を受けるよりは、きちんと理解してもらう方が今後にもつながる大きなポイントのようにも思う。半年の周知期間で町民に何をどう働きかけるのかというのは、私たちも見させてもらいたい。

(事務局) 了解した。我々の方でも今日の意見を元にどういうものを作るのか、TCCを使うとなると当然番組作りにもなるし、しっかりした情報を流したいのでそれなりのものを作りたい。とはいえ、YouTubeなども長すぎると見ないという傾向にあるので、どういうふうに分けて出すのかという事も含めて、ちゃんとしたものを作りたい。

(会長) 絶対その通りにやらんといけんというのじゃなくて、こういう風にやっていくというものを見させてもらえればよい。

(事務局) ではそれもあわせてスケジュールのような形で付けて、今回のものに送らせてもらう。

(会長) という事で、これで終わりとしたい。